

1. テキスト

「表現作用」「三」。141頁4行目から148頁7行目まで。

2. テキスト解釈

「三」

「二」では「働く」すなわち「物が（自らその性質を）変ずる」ということを、「思想の三法則」や「数理」をも含めて一般的に論じ、「働くもの」の根柢には「自覚」がなければならないこと、さらにその自覚は「判断知識」を超えた「直覚」の立場に成立するものであることが述べられた。「三」では同じことが「働く」ものの三つの相、すなわち「機械的作用」「合目的的作用」「(内在的な)統一」に即して発展的に述べられる。

（第1段落）

第1段落では「働く」ということの三つの「意義」が概略的に述べられる。第一は物理的現象における「機械的作用」、第二は生物学的現象における「合目的的作用」、第三は心理ないし精神現象における内在的な「統一」である。生物現象では統一が「外から与えられたもの」、「我々が外から斯く見る」ものであるのに対し、心理現象では「その統一が現象其者の中に内在的」であり、「統一なくして意識は成立しない」とされる。

（第2段落）

この段落では精神現象の中でも真に内在的に統一であるのは意志であることが述べられる。まず精神現象において目的的统一が意識されているのは思惟、意志といったいわゆる「統覚作用」のみであり、感覚や連想においてはそうではない、とされる。こうして「我々の精神現象というのも、我々に対立する第二の自然界であって、我々は此客観界に於て自己の目的を実現していくのである」。したがって「精神現象に於ては、合目的的というものは統一が統一自身に還ること」、すなわち「統一が統一自身を客観化」し、「作用が作用自身を目的とする」ことでなければならず、「厳密なる意味に於て」かく言いうるのは「意志」のみだとされる。「意志に於ては真に目的が作用自身の中にあるのである」。まさにエネルギーである。第1・2段落の叙述は『善の研究』においてもすでに見られるものである。なおここで注意しなければならないのは、意志が「真に作用が作用自身を目的にする」のは、個々の目的を意志する場合ではなく、意志そのものを意志する、『善の研究』の第3編第3章で扱われた「意志の自由」と言われる場合の意志だということである。

（第3段落）

この段落では精神現象において統一が内にあるとはどういうことかが、「物が変わる」というところから出発して、一般的に述べられる。西田は「声が白くなり黒くなることはない」、ここから出発する。変ずるものは色である。色は一般概念ではない。さりとしてその背後に例えば、光による「機械的作用」を考えることのできるものでもない。色とは、黒と白という相反する性質の「根柢に同一なるもの」であり、それが「判断に対して主語となって述語となることなき本体」である、西田は「先ず」そのように述べる。

ところが西田はそれに加えて「我々の精神現象とはかかる統一の発展に過ぎない」と述べる。「かかる統一」とは「本体」における統一、すなわち反対のものの「同一なるもの」のことであろう。その発展が精神現象に内在的とされる統一だということである。主語における物の変化が精神現象における内在的統一である、とは「全然我を没し尽して、主客合一となるところに有を見る」(107, 15)ということであろう。「有」が主語であり、その主客合一のところには精神現象が成立する、ということである。これは「明白」(65, 12)と言われたものである。そこでは「明白 Evidenz の意識に於て、我々は真に自己自身を失って、

客観的なるものに接すると云うことができる」とされていた。「客観的なるもの」が主語であり、「有」である。目下のテキストで「精神現象に於ては対象が内在するというのも、此意味に外ならないのであろう」と言われる場合の「此意味」も主客合一において、精神現象に対象、すなわち主語が内在するという意味であろう。「識別せられるものが直に識別するものである、その間に何等の媒介を容れる必要がない」も真に主客合一の「明白」を謂うものであろう。

この段落の最後に「此故に感覺的性質が相反すれば反する程、感覺的意識は明瞭となり、思想は矛盾率によって明確となる」とあるのはどういう意味であろうか。「此故に」とは「識別せられるものが直に識別するもの」であること、つまり主客合一であることを言っているであろう。ところでその客とは相反するものの根柢における同一のことであった。ということは主客合一になればなるほど、矛盾が直接的になるということである。たしかに対立や矛盾がない状態というのは感覚や思想が鮮明さを失い、その極において無感覚、無思想となり無意識（眠くなる）となるであろう。

（第4段落）

この段落以降、「精神現象に於ては統一が内にある」（142, 15）ということが、働きの三つの相に即して発展的に述べられる。第4段落では「機械的自然」にも統一があることが述べられる。まず「カントが純粹統覚の総合統一によって自然界が成立すると考えた如く、自然界は統一せられた一つの世界」と結論が述べられる。そうして「働くもの」すなわち統一は「時の中にあるのではない」とされる。その点は「始に与えられた条件によって後に現れ来るものが定められると考えられる」「機械的因果」においても、「後に現れ来るものによって、始から現れたものは手段と考えられる」「合目的因果」においても変わりではなく、「統一其者」は「時間を超越して居る」とされる。この件（くだり）は、与えられた条件によって後に現れ来るものが定められるのであるから、機械的因果には統一がない、という異論に対する反論と解することができる。

上の議論で「原因と結果とは一つのものの両面」であると考えれば、原因が先に来る機械的因果と、結果が先に来る合目的因果を区別する必要はないことになる。そこで機械的因果において目的などない、という第二の異論が現れることになる。これに対する西田の反論は、自然的因果をその要素に分解すれば、その結合は偶然的になるはずだが、自然法が一般的となるのは、「同質的なる物質」があつて、それがその「目的に従う」からだ、というものである。ただ物質的自然の各要素が同質的であるから機械的統一になるにすぎない、というのである。そうして物質的結合を偶然的と見るのも、現実と異なる結合を考えるのも、「考えられた自然」に過ぎないと述べる。

（第5段落）

第5段落は第4段落の注である。機械的因果が何故「無目的」と考えられるか、その理由が述べられている。「すべて働くものは時に於て働く、否時自身が既に無内容とはいへ、一種の働きと考えることができる」。そうして「時は移り行くというが、時の背後に移り行かないものがなければならぬ」とされる。この「時の背後に移り行かないもの」が第4段落の「目的」である。この段落ではそれが「高次的な立場」「高次的なる直観の立場」と呼ばれている。「目的」は直観の対象である。「概念的認識の対象界が高次的なる直観の世界に結合する時、無始無終にして繰返すことのできない時の系列が成立する」における「概念的認識」とは「直観的 (intuitiv)」に対する diskursiv のことであると思われる。例えば数学の証明において直観的に捉えられたものを証明のプロセスにおいて一步一步明らかにする場合などを想起すればよいかもしれない。そこからの類推として直観的に把握された「このもの」を判断の形式で述べるには無限の述語を要するであることが理解できるであろう。「機械的自然の世界といえども、それがカントの云う如き直覚に基く客観界である限り」、概念的認識としては無限なる時の系列を成立させることになる。西田はデュ・ボア・レーモン (1818-1896) を引き合いに出して運動の原因は不可解でありながら、この「不可解のものこそ自然をして働くものたらしめる」と述べている。ただし不可解というのは概念的認識にとってのことであり、直観にとってはそうではないという

のが西田の主張である。

こうして機械的因果も直観された目的のもとに、概念的認識において無限の時の系列として現れることになるが、それでは何故機械的因果は無目的的と考えられるのであるか。それは「始に与えられた内容と終に現るべき内容とが同じと考えられ」「時自身が無内容と考えられる」からである。すなわち「始と終とを結合する高次の立場其者の積極的内容が現れて来ない」からである。例えば等速直線運動、落下運動、円運動と進むにつれてなるほど内容は次第に豊かになるが、その内容が一般的であり、特殊化（自己）を含んでいないということであろう。因みにこうした叙述はすでに『善の研究』にも見られるが、ここではさらに「無機物の結晶」が「自然の自己即ち統一作用」の例に挙がっていた（岩波文庫改版 113 頁）が、ここではそれについての言及はない。

（第 6 段落）

これに対し目的因果において「時の積極的内容」、すなわち特殊化せられた自己が見られることによって、「自己が自己を対象としてその内容を知る」すなわち「作用が作用自身を知る」ことになる。純粹統覚における自己は「何人での自己でもない自己」であり、そこにおける「時」は「図式時」として特殊化を含んではいるものの、その「時」は積極的内容を含まない「形式時」であった。しかし純粹統覚は「知ることを知る」として徹底せる自覚の立場に進まなければならない。こうして純粹統覚は「形式時の統一から、反省的判断力による自然の合目的の見方に行き、此方向を進むことによって、種々なる有機的統一を見ることができると」ことになり、「形式時」は「具体時」となる。機械的因果（物の世界）の場合にはすべてが一般的であり、中心は一つしか見られなかったが、合目的因果（生物の世界）の場合には「一々の点が統一の中心」して見られることになる。これは同時に自己がカントの『純粹理性批判』における「純粹統覚」から、『判断力批判』における「反省的判断力」にまで自己自身を深めたことを意味する。

（第 7 段落）

第 4・5 段落で機械的因果における自覚、第 6 段落で合目的因果における自覚が論じられた後、第 7 段落で精神現象における自覚が論じられる。

まず「自然界に於ては合目的性は主観の見方に過ぎない」、すなわち「合目的性は単なる反省的範疇であって、構成的範疇であることはできない」とされる。「構成的範疇」とは客観的知識を構成するカテゴリーであり、こうした構成的原理を含んでいるのは悟性である。テキストでは「構成的範疇」は「自然其者の範疇」とされている。また「反省的範疇」とは目的論的判断力に関するもので、目的が特殊なものに対してあらかじめその根柢をなしているかのように判定される場合のカテゴリーである。こうした原理を判断力を含んでいるけれども、それは認識能力に対してはあくまで統制原理に留まる。悟性がそれを構成原理として用いることはできない。「反省的範疇」はテキストでは「学問の対象として理解せられるべく与えられた自然の範疇」とされている。これは自然の合目的性が統制的に使用されるべく課せられた理念という意味である。

「之に反し、所謂意識現象界に於ては合目的性はもはや反省的範疇ではなくして、構成的範疇でなければならぬ」、とされる。これは意識現象（精神現象）において統一が内在している、ということと同じ意味である。合目的性のように反省的判断力によって外から見られた主観的な統一ではない、ということである。何故なら「すべて意識現象界とは、純粹統覚が自己自身の中に省みることによって、見られ得る対象界」だからである。「純粹統覚が自己自身を省みる」ということが、さしあたり「私は考える」ということであり、それによって意識現象が統一されるのである。

しかし「純粹統覚が自己自身を省みる」ということは「純粹統覚」が自然の世界を外から見ることでなく、自ら「働くものとなること」であり、「意志の形をとること」である。機械的因果にせよ、合目的因果にせよ、「純粹統覚の対象界にはいかなる形に於ても意志を見ることはできぬ」。ではどうするか。「意志の自覚は純粹統覚が自己自身の中に省みることによって、現れる」。しかしそれは自分を残したまま、自分自身を対象として反省するという意味ではあるまい。「判断の主語となるものが判断作用自身の基体となること

でなければならぬ」。これは判断作用が自己を没し尽して判断の主語となることを言うものであろう。そうした直覚を根柢として成立する自覚のことを「自己自身の中に省みる」と言ったのであろう。

3. 哲学的問い

「三」の最後に「判断意識が精神現象を対象とする時、判断意識は自己自身の中に省みるのである」と言われているように、ここで成立した立場は「意識現象の知」であり、しかもそれは「意志」を根本にしている。この立場は『善の研究』の立場と同じと考えてよいか、それとも異なるか。